


精神保健福祉法から自立支援法

そして総合支援法への移行
～その弊害とサービス低下～



さあ降りて！いつも失敗
とは限らないからよ...

出典：Professor Geoff Shepherd
Maudsley Hospital, London


地域精神障害福祉サービスの大きな問題点

- 地域における精神障害者の福祉障害福祉サービスが貧困であることが、精神科病院に主に福祉的な対応を行う必要のある者を、入院という環境で処遇させてきた。
- 昭和62年の精神保健福祉法改正で初めて精神障害者の地域障害福祉サービスが設立されたが、他の2障害(身体・知的)の体系の中に押し込まれてしまった。

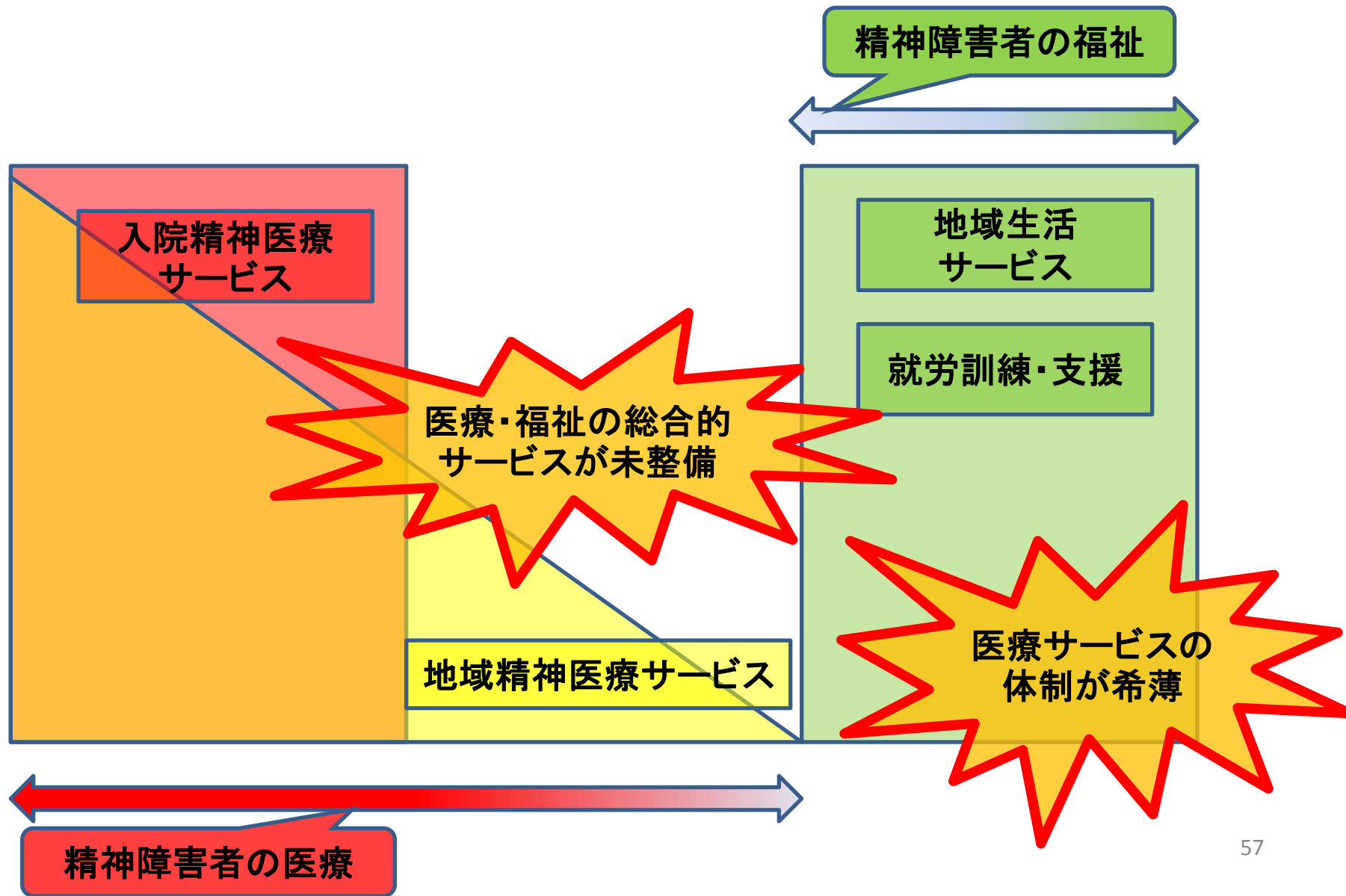


- 精神障害者の特性(医療看護的な支援が基盤に必要)に合致する障害福祉サービスが必要である。

精神障害者に必要な地域福祉のサービス形態

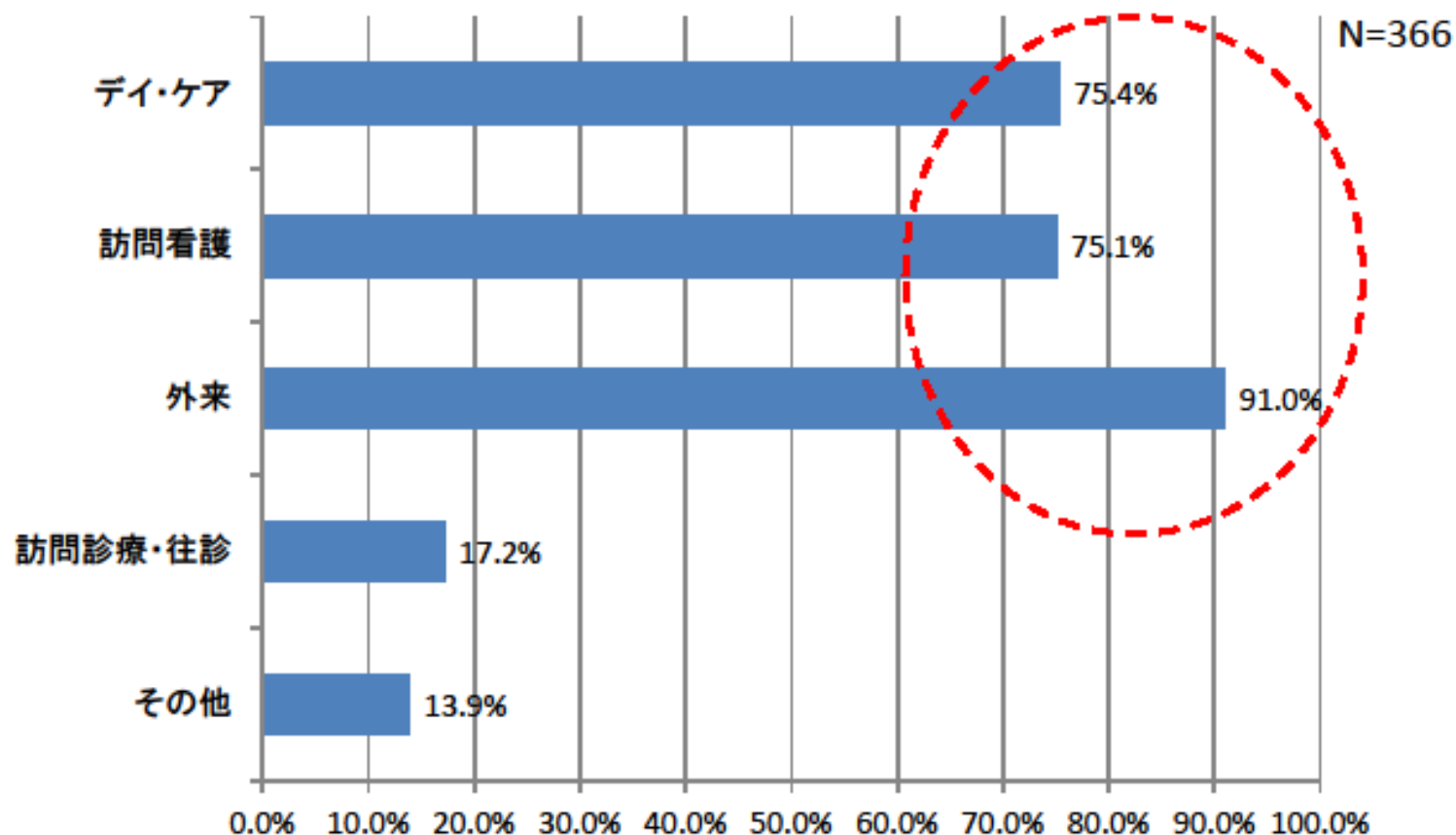
- 障害程度にかかわらず、精神障害は疾患が基盤にある事から、再燃・再発という問題を有しており、いずれの場面においても地域精神医療の関与が欠かせない。
 - 障害程度が軽度な精神障害者の地域福祉サービスは、他の障害と同一でも何とか適合できる。
 - 障害程度が中等度から重度の精神障害者には、精神疾患の病状管理とそのための症状などをケアする特別な専門的支援(看護などの専門職対応)が常時必要である。
- 
- 障害程度が重い精神障害者の地域生活サービスとして、現在のサービス類型に機能を付加し、特性に合致したサービスとする必要がある。

精神障害者福祉の特徴と「現在の体系の問題点」



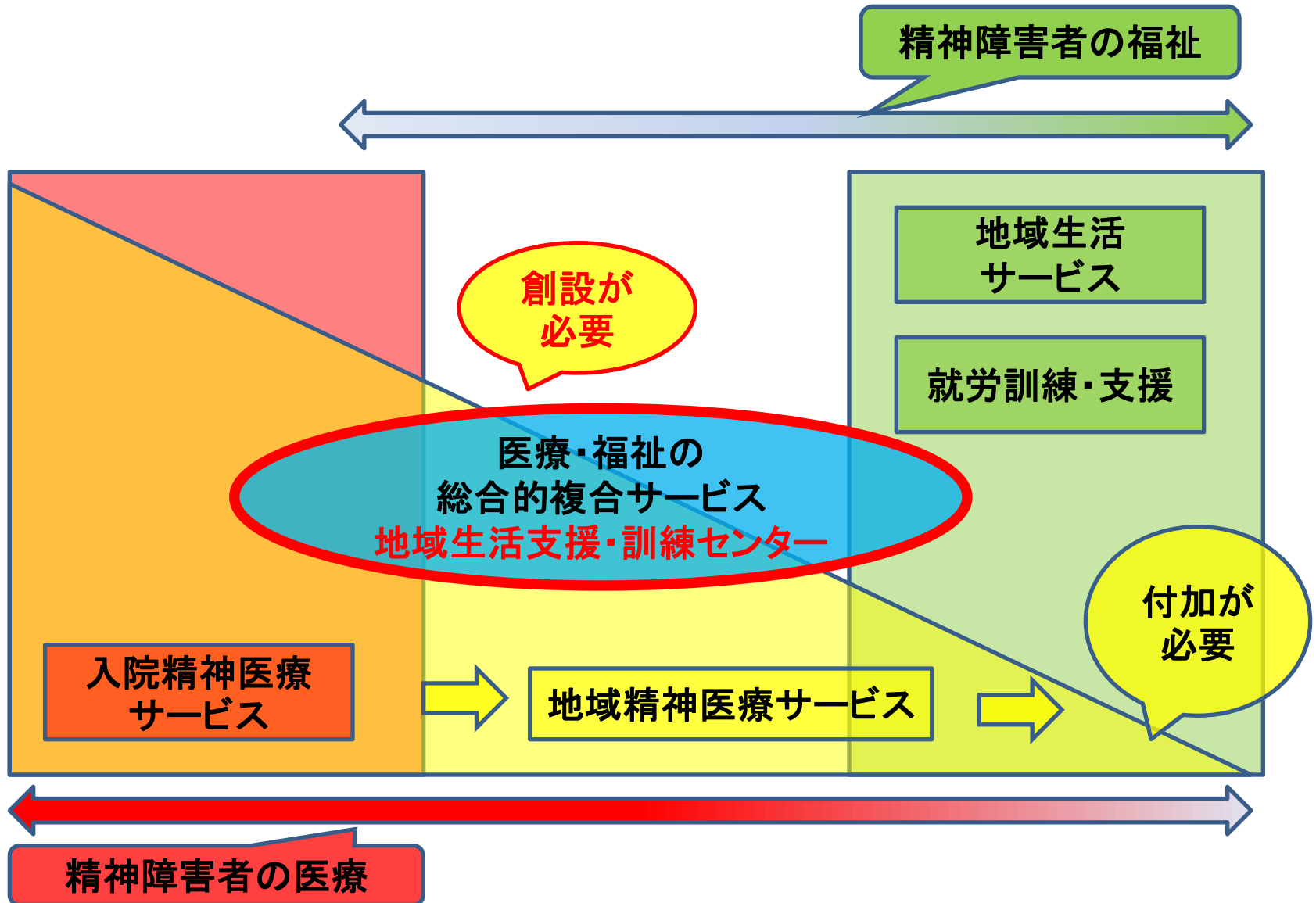
精神科入院患者の地域移行に重要な 通院・在宅サービス

精神科入院患者を地域へ移行する上で重要となる通院・在宅サービス（精神科棟票）



出典：平成23年度検証調査

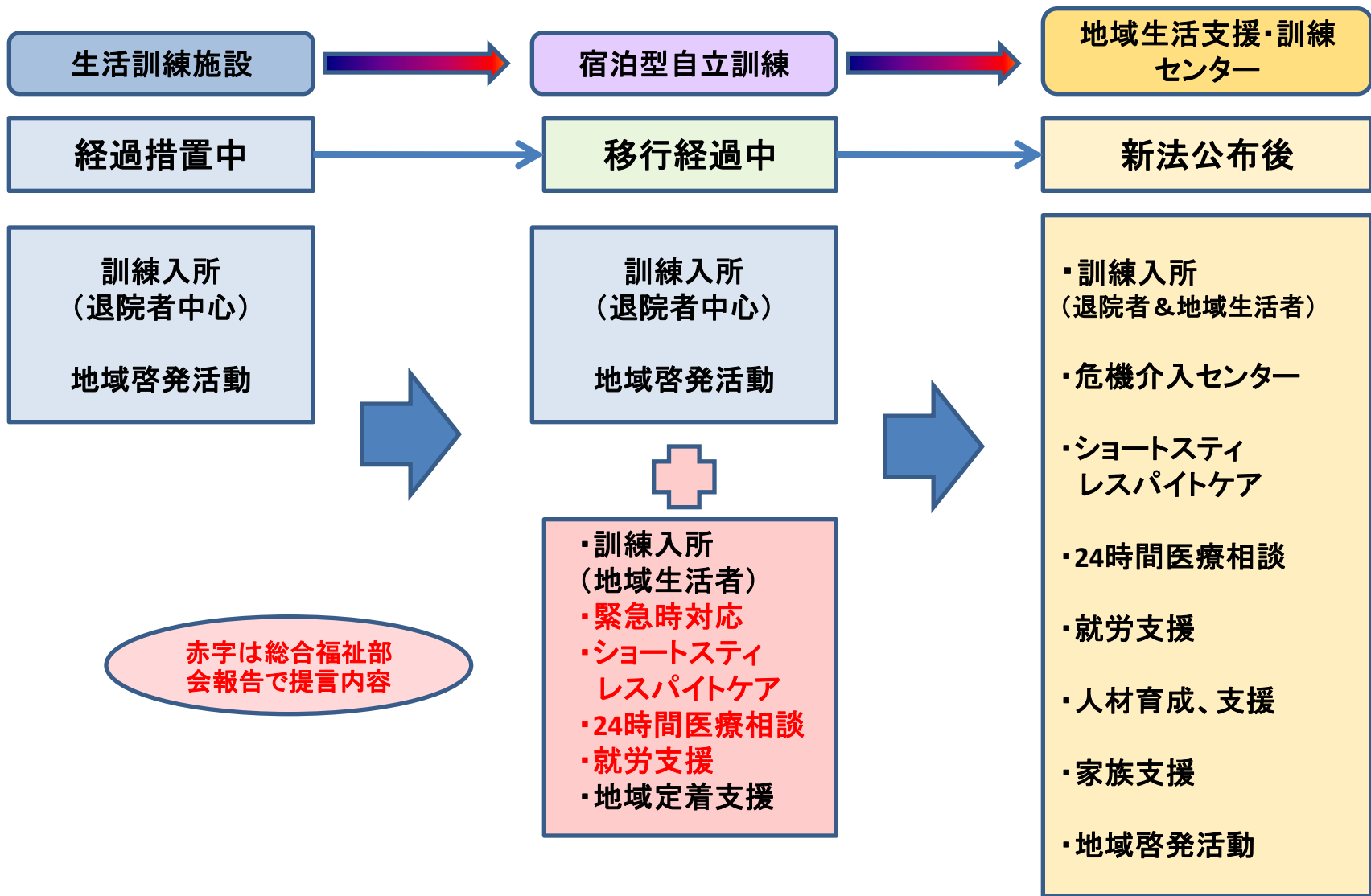
精神障害者福祉の特徴と「今後のあるべき姿」



～新：地域支援訓練施設（仮称）～ 新たな役割機能

- 社会生活訓練(旧法施設役割:対象退院患者)
→地域生活者も対象に。(ステップアップ訓練)
- 地域啓発活動 (旧法施設役割)
- ショートステイ (一部の旧法施設役割)
- 危機介入、レスパイトケア
- 24時間電話相談(医療・福祉)
- 従業者育成・研修、スーパーバイズ
- 家族等支援、心理教育
- 就労支援
- その他

(旧)生活訓練施設を「地域生活支援・訓練センター」へ



地域移行・地域生活支援体制の強化

～H24.3.31

H24.4.1～

改正障害者自立支援法の施行・新体系移行の期限

- ・現在は、精神障害者生活訓練施設が社会復帰に向けた訓練を行っている。
- ・精神障害者生活訓練施設も、平成24年3月末までに新体系移行することが必要

地域移行・地域生活支援機能の強化を図る観点等から**宿泊型自立訓練の規制の見直し**を検討

① ケアマネジメントの導入等に伴う標準利用期間が3年の場合の報酬設定の見直し等

- ・ 長期入院していた者等の減額単価（162単位）の適用時期を現行の2年から標準利用期間である3年を超える場合に延長。
- ・ 長期入院者に加え、長期のひきこもりなど長期の支援が必要な場合は、標準利用期間を3年とするよう、自治体・事業者等に周知。

② 短期入所を行う場合の要件緩和（空床の利用）

宿泊型自立訓練等においても、必要な人員を配置した場合には、空床等を利用して短期入所事業が実施できるよう、現行基準を見直し。

など

宿泊型自立訓練の実施

（夜間における地域生活のための訓練等）

+ 事業者の選択により、次のサービスを組み合わせる実施

日中活動サービスの実施

（自立訓練（生活訓練）、就労継続支援B型など）

ショートステイの実施

（再入院の予防・悪化時の受け入れなど）

地域移行支援・地域定着支援の実施

（新生活の準備支援、24時間の相談支援体制、緊急時対応など）

↓ 連携 ↑

★相談支援の充実

- ・ ケアマネジメントの導入によりサービス利用計画案を重視
- ・ 相談支援体制の強化（地域移行支援・地域定着支援の個別給付化）など

宿泊型自立訓練の規制等の緩和に関する検討事項

(ケアマネジメントの導入等に伴う標準利用期間が3年の場合の報酬設定の見直し等)

- ・ 長期間入院していた者等の減額単価(現行162単位/日)の適用時期を現行の「2年を超える場合」から標準利用期間である「3年を超える場合」に延長。
- ・ また、平成24年度からは、ケアマネジメント(サービス利用計画案)を重視した支給決定となることを踏まえ、長期入院者に加え、長期のひきこもりなど長期の支援が必要な場合は、標準利用期間を3年とするよう、自治体・事業者等に周知。
※ 標準利用期間を超えて、さらに必要性が認められる場合には、最大1年間の延長が可能。

(空床を利用した短期入所の実施)

- ・ 宿泊型自立訓練、グループホーム、ケアホームにおいても、必要な人員を配置した場合には、空室・空床を活用して短期入所事業が実施できるよう、現行基準を見直し。

(その他の主な検討事項)

- ・ 宿泊型自立訓練等に移行した場合の設備(居室の定員や面積要件など)に関する特例(経過措置)については、平成24年度以降も継続。
※ 宿泊型自立訓練の立地については、従来から病院等の敷地内での設置が可能。
- ・ 報酬改定事項(食事提供体制加算(現行42単位)の扱いなど)については、年末に向けての報酬改定プロセスにおいて検討。

など

看護職配置加算

退院促進と

精神障害者地域移行・地域定着支援事業

～総合支援法の個別給付に位置づけ～

※第3期障害福祉計画(平成24~26年)

第3期障害福祉計画(都道府県)における **病院からの退院に関する明確な目標値の設定**

- 精神科病院からの退院、地域移行を促進し、社会的入院の解消をさらに進めていくため、**退院のさらなる促進に係る要素をより具体化、精緻化した着眼点を設定する。**

【着眼点1】 1年未満入院者の平均退院率

→ 改革ビジョン以来の目標値(76%)を達成するためには、現在より7%相当分引き上げることが必要であり、「平成26年度における平均退院率を、現在より7%相当分増加させる」ことを指標とする。

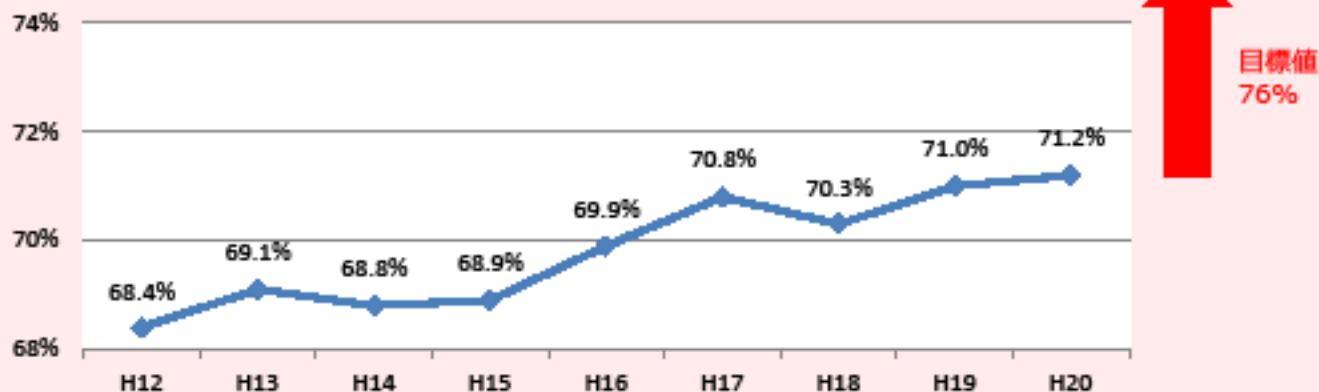
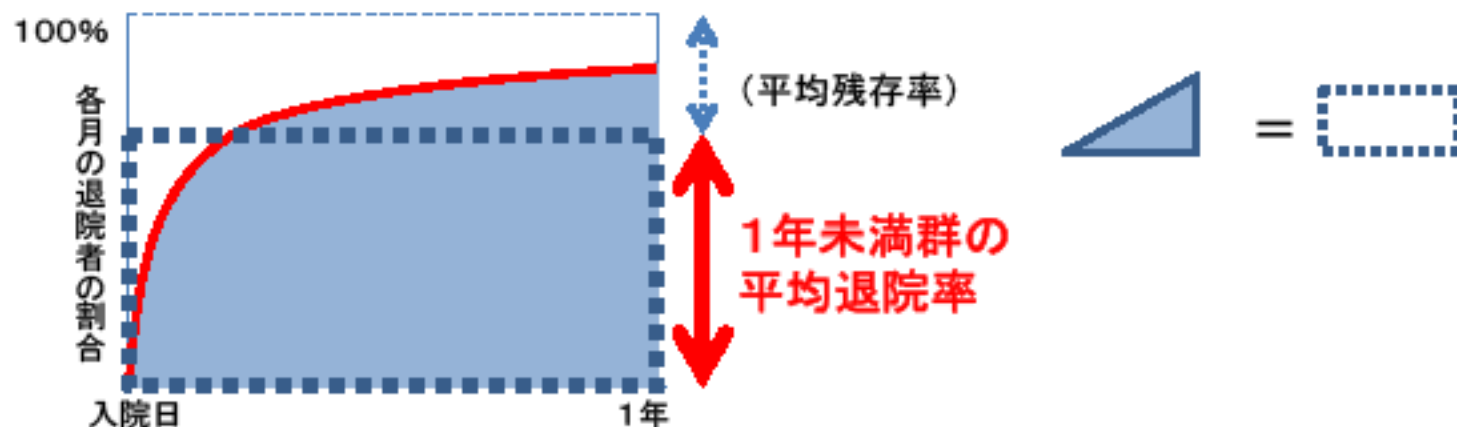
【着眼点2】 5年以上かつ65歳以上の退院者数

→ 5年以上かつ65歳以上の入院患者数を増やさないようにするためには、退院者数を現行より約20%増やすことが必要であり、第3期計画期間では「平成26年度における5年以上かつ65歳以上の退院者数を、現在よりも20%増加させる」ことを指標とする。

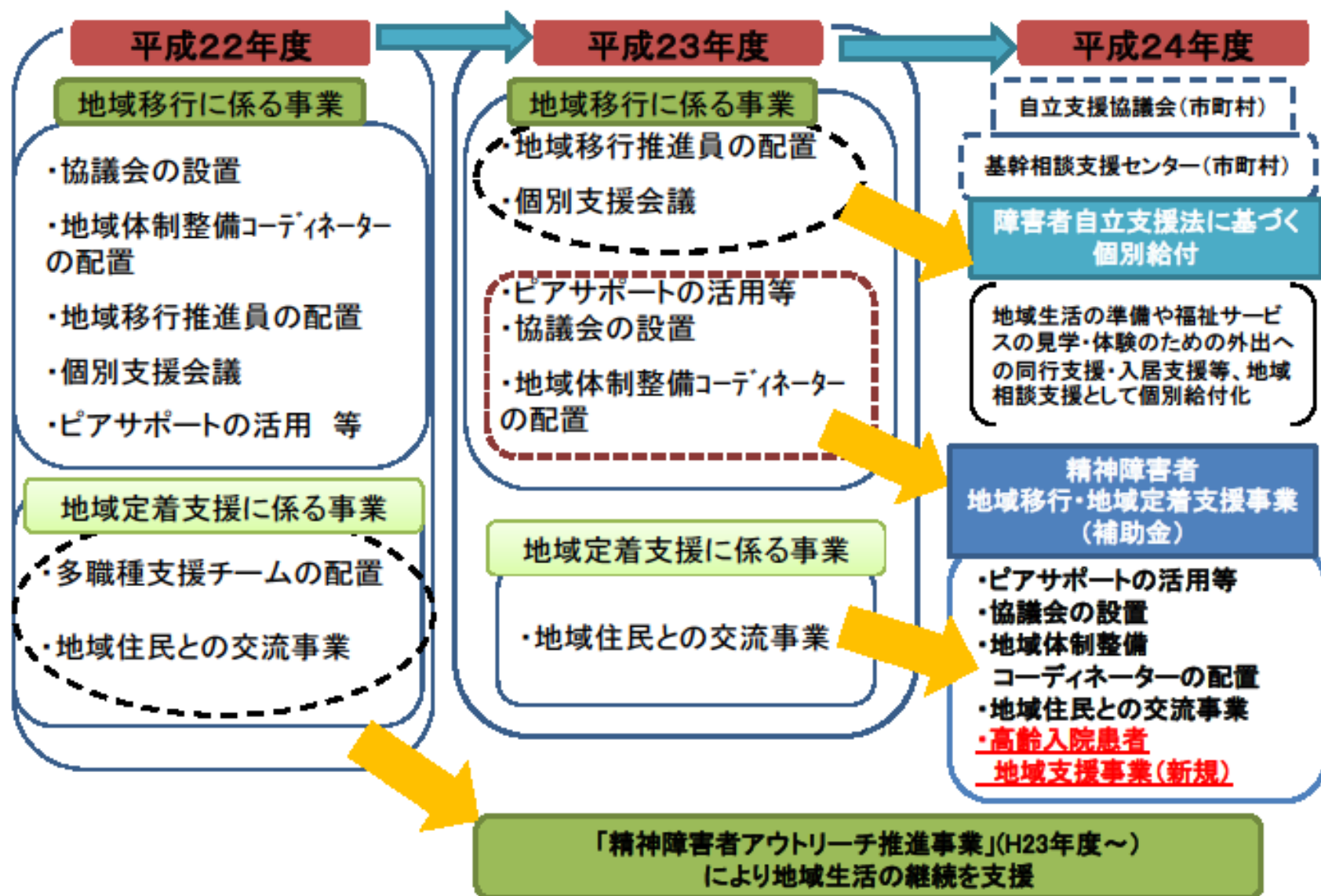
- ※ 認知症に関しては、「新たな地域精神保健医療体制の構築に向けた検討チーム」(第2R)にて検討中。

1年未満の平均退院率について

新規入院患者のうち、入院後1年までの各月の退院者の割合を平均した割合



平成24年度「精神障害者地域移行・地域定着支援事業(補助金)」の概算要求について



国の考える精神医療と福祉の今後

まとめ

～これからに対する具体的要望～

重度の精神障害者が地域で暮らすためには

- 現在の障害福祉サービスでは対応できない。
- 新たなサービス体系あるいは現在の体系に付加する機能(人員など)が必要。
- 生活支援のみではなく、医療と看護の面からの疾病管理とリハビリテーション(訓練ではなく)をおこなうことが出来るサービスを構築する。
- 疾病は、時間をかけても緩やかに回復する可能性がある。回復のための治療的対応とリハビリテーションは重要な要素である。(この点で、他の固定した障害とは異なる、精神障害者の特性である。)

精神障害者の障害福祉サービスに必要なこと

- 地域生活をサポートする基幹的なセンターとしての地域生活支援・訓練センターを設置すること。これらはサービス提供量に応じた報酬ではなく、一定額の定額な委託補助にて運営されること。
- ケアホームを医療強化型とし、看護専門職を配置すること。および疾病回復のためのリハビリテーションが行えるスタッフ(生活支援員⇒回復指導員)を配置し評価すること。
- ケアホームにおいて夜間時間帯の常時対応を可能とする現実的な人員配置加算(人件費相当分)を設けること。
- グループホーム・ケアホームでの疾病管理(服薬確認・病状管理・医療連携など)のための精神疾患管理加算を新設し、病状悪化を防止すること。



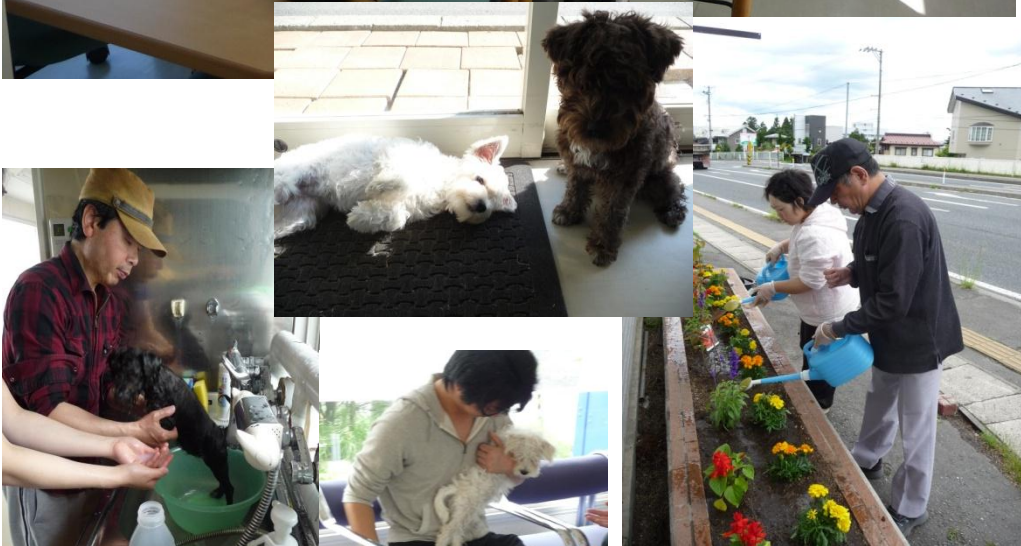
福祉ホームB型 ⇒ ケアホーム(2012. 4~)
Care home



グループホーム「あおぞら」
Group home



グループホーム「あおば」
Group home



地域活動センターふらっと
Community livelihood support project



就業・生活支援センター

Working and Livelihood support center



もちつき



観光船



お花見



ぶどう
狩り

地域交流行事



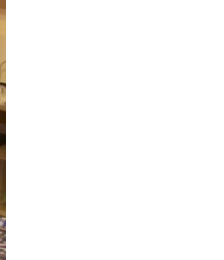
パン
お菓子
製造販売



就労継続支援
Support for continued working



病院内喫茶

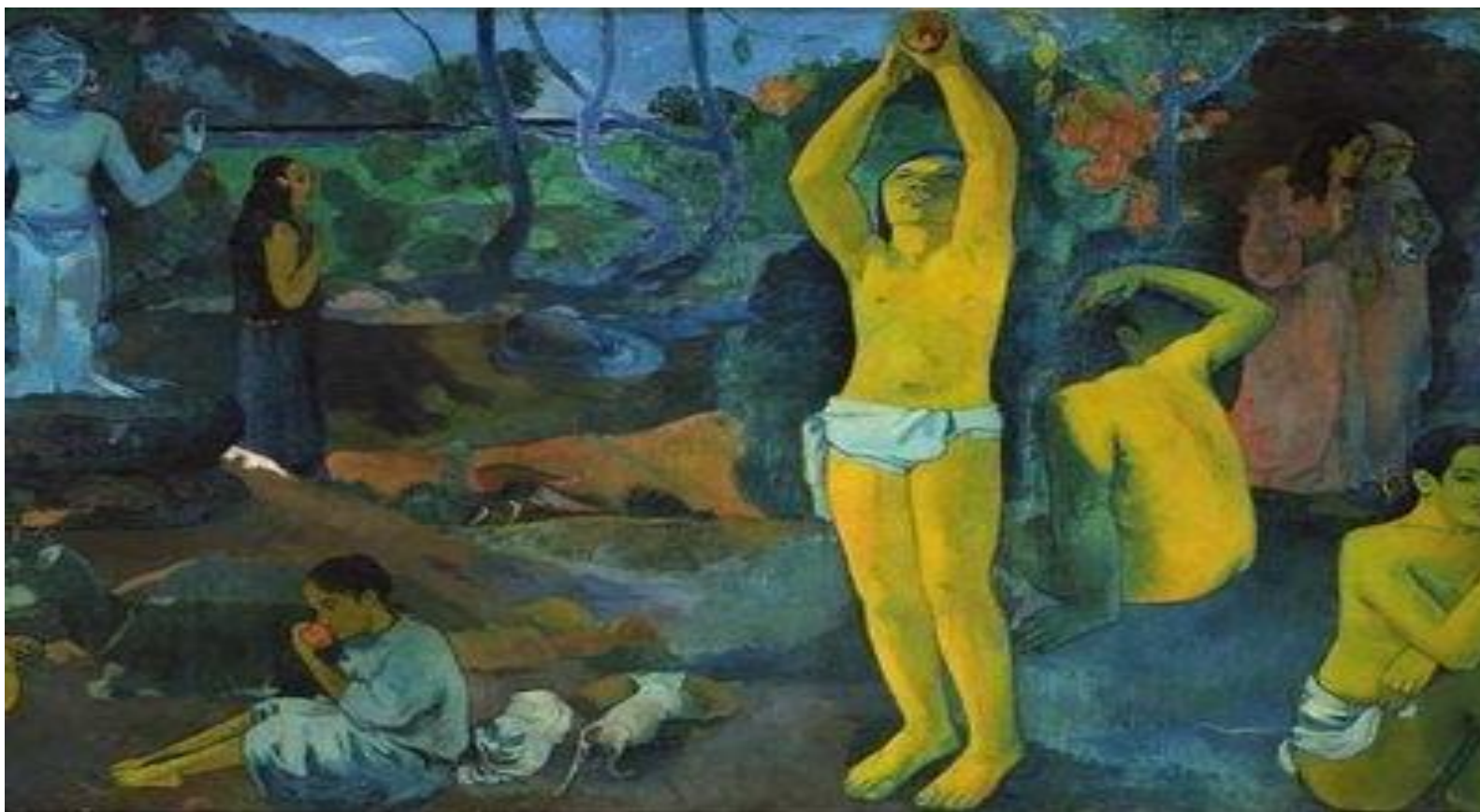


レストラン



就労継続支援

Support for continued working



D'où Venons Nous / Que Sommes Nous / Où Allons Nous

P. Gauguin / 1897

『 我々はどこから来たのか、我々は何者か、我々はどこへ行くのか 』